情報公開·個人情報保護審議会 諮問·報告事項

件

文化財情報システムの構築について

名

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

第16条第1項本文(電子計算機による個人情報の処理開発、変更)

<u>(担当部課: 教育委員会事務局生涯学習振興課)</u> 担当係 文化財係 担当者 鈴木 靖 内線 (6371)

事業の概要

<u>争耒の似安</u>		
事業名	文化財の保護	
担当課	教育委員会事務局生涯学習振興課	
目的	区内文化財情報の効率的一元管理	
対象者	指定・登録文化財、および文化財資料所有者	
事業内容	文化財は先人の長い歴史の間に育まれてきた遺産であり、これらを現在から未来に生きる人々へ確実に引き継ぎ、身近な郷土をより一層理解できるよう、保護保存と公開、普及に努めている。このうち、区内に所在する文化財のうち特に保存する必要があると認められるもの、並びに特に重要なものは、所有者等の同意を得て、区文化財として登録・指定し、保護保存を行っている。 平成 12 年度末に新宿区教育委員会が区民向けIT研修用に導入したパソコン等を利用して、平成 15 年度から文化財調査基礎資料を取込み、蓄積・保存を行っている。また、「文化財審議会・選定委員会」の諮問、調査を通じ、区所有の資料価値の高い資料については、歴史博物館に基礎資料の提供を行っている。調査基礎資料のデータ概要・名称、時代、種類、取扱、所在地、地図面、概要、調査履歴、周知用施設、調査回答文書、デジタル写真、写真ネガ 従来、寺社を主であった文化財調査資料に対し、近代以降の文化財資料については、民間企業、個人所有の資料に対する調査が必要となり、その収集データとして、文化財資料の所在地だけではなく、個人等の所有者名とその保有状況についても、記録する必要が生じている。同時に、今後収集する、近代以降の文化財資料は、従来のもの比べ、大量に所在することが想定されており、効率的、かつ一元的にこれらの情報を整理、管理するためには、これまでのデータも含めてデータペース化をはかる必要が生じている。今後の調査基礎資料のデータ概要・名称、時代、種類、取扱、所在地、所有者・保有者、保有状況、地図面、概要、調査履歴、周知用施設、調査回答文書、デジタル写真、写真ネガ	

件名 文化財情報システムの構築 について

保有課(担当課)	教育委員会事務局生涯学習振興課
登録業務の名称	文化財の保護
記録される情報項 目(だれの、どの ような項目が、ど このコンピュータ に記録されるの か)	1 個人の範囲 指定・登録文化財、および文化財資料の所有者、保有者 2 記録項目 指定・登録文化財、および文化財資料の所有者、保有者の住所、氏名 所有、保有している指定・登録文化財、および文化財資料の調査概要 名称、時代、種類、取扱、所在地、 <u>所有者・保有者</u> 、 <u>保有状況</u> 、地図面、概要、 調査履歴、周知用施設、調査回答文書、デジタル写真、写真ネガ 3 記録するコンピュータ 文化財係文化財情報システム用PC(デスクトップ1台、ノート3台) 本システムは、インターネットやイントラには接続していない、単体のシステム です。
新規開発・追加・ 変更の理由	1 今後収集していく近代以降の文化財資料も含め、大量の文化財調査データが蓄積されることになり、その効率的、一元的管理を行うことが必要となっている。 2 近代以降の資料に関する調査情報が必要とされ、従来の寺社だけではなく、個人所有の文化財資料に関する調査データの蓄積が必要となっている。 3 文化財情報の効率的、かつ的確な管理により、文化財の保護保存活用に迅速、かつ的確な情報供給が可能となる。
新規開発・追加・ 変更の内容	1 従来作成していた各文化財調査データに、紙文書で所有している、指定・登録 に係る所有者同意の情報を加える。 2 近代以降の文化財資料については、個人所有の文化財資料も多いことから、文 化財調査データに所有者、保有状況を加える。 3 上記の情報を統合し、効率的一体的管理が可能となるデータベースの構築(文 化財情報システム)をはかる。
開発等を委託する 場合における個人 情報保護対策	既存データベースを利用し職員が入力する。
新規開発・追加・ 変更の時期	平成 20 年度 4 月